

看護師等養成所施設整備費補助事業について

(1) 目的

看護師等養成所の施設整備事業を補助することで、看護師等の養成及び質の高い人材の確保を推進することを目的とする。

(2) 補助対象者

医療法人、社会福祉法人、学校法人及び準学校法人、一般社団法人及び一般財団法人、健康保険組合及び健康保険組合連合会、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会

※ ただし、医療法人、一般社団法人及び一般財団法人については、学校教育法第 124 条の規定による「各種学校」の認可を受けることのできる看護師等養成所（ただし、助産師養成所及び看護師養成所 2 年課程(通信制)にあってはこの限りではない。）に限る。

(3) 補助対象事業

上記(2)に掲げる者が上記(1)の目的をもって行う学校又は養成所（寄宿舍を含む。）の新築、増改築事業

(4) 補助基準（抜粋）

次の表の第 1 欄に定める基準額と第 2 欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して、少ない方の額を選定して補助基準とする（補助金額は、補助基準に第 3 欄の補助率を乗じて算出する）。

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
次に掲げる基準面積に別表 5 に定める単価を乗じた額 【基準面積】 ・新築・増築 学生定員×20 m ² （2 年課程(通信制)は 3 m ² ） ・改築 当該施設の既存面積 【注】 ・過去に同一事業について補助を受け、現に使用しているときは、基準面積から当該補助の際の基準面積を差し引いた面積を基準面積とする。 ・建築面積が基準面積を下回るときは、当該建築面積を基準面積とする。	学校又は養成所（寄宿舍を含む。）の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費	2 分の 1

(別表 5) ※ 令和 7 年度単価のため、変動することがあります。

構造別	鉄筋コンクリート造	ブロック造	木造
基準単価	168,400 円	145,600 円	168,400 円

(注) 1 上記基準単価は、新築及び増改築事業における基準額算定の限度となる単価であり、建築単価が基準単価を下回るときは、当該建築単価を基準単価とする。

2 建物の構造が上記に該当しない場合の単価は、次のとおりとする。

- (1) 鉄骨鉄筋コンクリート構造については、鉄筋コンクリート造の単価を用いる。
- (2) 鉄骨構造の場合で、強度・耐久性が鉄筋コンクリート構造と同等の工法である場合（ラーメン構造の場合で設計者等が強度・耐久性を証明できる場合）は、鉄筋コンクリート単価を用い、その他についてはブロック単価を用いる。
- (3) 鉄骨と鉄筋コンクリートの複合建築については、鉄筋コンクリートの比率が 50%以上である場合は鉄筋コンクリート造の単価とし、50%未満である場合はブロック造の単価とする。

(5) 留意事項

- ・ 上記内容については、今後要綱の改正等により変更されることがあります。
- ・ 他の補助金と重複する場合は、補助を受けることができません。
- ・ 工事業者の選定にあたっては、必ず県の規定（原則として一般競争入札）を遵守することとなります。
- ・ 経費については、補助対象経費と補助対象外経費とを区別（場合によっては、契約書も区別）できるものとします。